

奈良県決定

大和都市計画道路の変更について

【北口宇陀ヶ辻線の廃止】

次の付議案を提出する。

平成28年7月22日

奈良県都市計画審議会会長

都計第 48 号
平成28年7月22日

奈良県都市計画審議会会長 殿

奈良県知事 荒井 正吾

大和都市計画道路の変更について
【北口宇陀ヶ辻線の廃止】
(付議)

このことについて、都市計画法第21条第2項において準用する
同法第18条第1項の規定により、次のように審議会に付議する。

大和都市計画道路の変更 (奈良県決定)

都市計画道路中3・5・504号北口宇陀が達線を廃止する。

理由

別添理由書のとおり

都市計画道路 北口宇陀ヶ辻線の変更理由書

1. 路線の概要

都市計画道路 北口宇陀ヶ辻線は、起点を桜井市桜井、終点を桜井市慈恩寺とする標準幅員12m、延長約1,490mの幹線街路である。

当初、昭和36年に「2・3・3北口宇陀ヶ辻線」として都市計画決定され、昭和41年に起点部と延長が変更され「2・3・7北口宇陀ヶ辻線」として名称が変更されている。

その後、昭和48年に「3・5・504北口宇陀ヶ辻線」に名称が変更され、平成15年に車線数を明記している。

2. 都市計画道路変更の内容

(1) 変更の理由

都市計画道路 北口宇陀ヶ辻線は、昭和36年に当時の市街地の膨張や木材集散場、加工場の激増する状況に鑑み、市街地交通の円滑と、その輸送の増強を図るために計画された街路網の一つとして、ほぼ現在のルートで都市計画決定されている。

当該路線の現道にあたる一般県道 慈恩寺桜井線は一部計画幅員に満たないものの、2車線で整備され歩行空間も確保されている。

当該路線を「奈良県都市計画道路の見直しガイドライン」（平成22年奈良県）に沿って検証した結果、都市計画道路としての必要な機能は現道が代替するため、廃止するものである。

(2) 変更の内容

都市計画道路 北口宇陀ヶ辻線の全線を廃止する。